

## 平成27年第1回砂川市議会定例会

平成27年3月11日（水曜日）第3号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定につ

いて

- 議案第 3 2 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
  - 議案第 3 3 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
  - 議案第 3 4 号 市道路線の変更及び認定について
  - 議案第 7 号 平成 2 7 年度砂川市一般会計予算
  - 議案第 8 号 平成 2 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第 9 号 平成 2 7 年度砂川市下水道事業特別会計予算
  - 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
  - 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第 7号 平成27年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜
	多比良	和	伸	君			土	田	政	己
	小	黒	弘	君			北	谷	文	夫
	尾	崎	静	夫	君		沢	田	広	志
	辻		勲	君						

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂	川	市	長	善	岡	雅	文
砂川市教育委員会委員長	中	村	吉	宏			
砂川市監査委員	奥	山		昭			

砂川市選挙管理委員会委員長 其 田 晶 子  
砂川市農業委員会会長 渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼会計管理者	湯 浅 克 己
市民部長	高 橋 豊
経済部長	佐 藤 進
経済部審議監	田 伏 清 巳
建設部長	古 木 信 繁
建設部技監	山 梨 政 己
病院事務局長	氏 家 実
総務課長	安 田 貢
政策調整課長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセ

ンターの指定管理者の指定について、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号 市道路線の変更及び認定について、議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算の27件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第13号、議案第14号、議案第23号、議案第24号、議案第21号、議案第20号、議案第22号の7議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う介護保険法の改正により、指定介護予防支援に関する基準等について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。介護予防支援とは、要支援1、または2と判定された方に対して介護予防サービスを適切に利用できるよう介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス事業所との連絡調整等を行い、要介護状態への移行を予防するための支援であり、本市におきましては地域包括支援センターがこの業務を担っております。本条例制定に伴い、介護保険者である砂川市及び地域包括支援センターが行うサービスの実施内容に変更はないことから、被保険者への影響はございません。また、本条例は、介護保険法の規定による省令を基本に制定するものであります。なお、砂川市独自の条項として、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、第2条に暴力団排除に係る条項を追加し、第30条第2項に記録の保存期間を5年間と定めるものであります。

次ページをお開き願います。砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてご説明を申し上げます。

第1章は総則であります。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、介護保険法の規

定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援の事業に関する基準を定めるものであります。

第2条は、事業者指定に係る申請者の基準の定めであり、本条例で定める者は法人とするもので、本市の独自条項として括弧中、砂川市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる者を除くとするものであります。

第3条は、基本方針の定めであり、第1項は、指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないとするものであります。

第2項は、指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならないとするものであります。

第3項は、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないとするものであります。

3ページになります。第4項は、指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努めなければならないとするものであります。

第2章は、人員に関する基準であり、第4条は従業者の員数の定めであり、指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに1人以上の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないと定めるものであります。

第5条は、管理者の定めであり、常勤の管理者を置かなければならないと定めるものであります。

3ページから9ページになります。第3章の第6条から第30条は、運営に関する基準の定めであります。

9ページをお開き願います。第28条は、事故発生時の対応の定めであり、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない



とするものであります。

第30条は、記録の整備の定めであり、第2項は、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないと定めるものであり、5年間の保存期間は砂川市独自の条項であります。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であり、第31条は指定介護予防支援の基本取り扱い方針の定めであります。

10ページをお開き願います。第32条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針の定めであります。

13ページをお開き願います。第33条は、介護予防支援の提供に当たっての留意点の定めであります。

第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準であり、第34条は準用の定めであります。

14ページをお開き願います。附則第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第30条第2項の規定は、平成27年4月1日以降に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う介護保険法の改正により、地域包括支援センターに関する基準について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

本条例制定に伴い、介護保険者である砂川市及び地域包括支援センターが行うサービスの実施内容に変更はないことから、被保険者への影響はございません。また、本条例は、介護保険法の規定による省令を基本に制定するものであります。

次ページをお開き願います。砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものであります。

第2条は、基本方針の定めであり、第1項は地域包括支援センターは、第3条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用でき

るように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないとするものであります。

第2項は、地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないとするものであります。

第3条は、職員に係る基準及び当該職員の員数の定めであり、第1項は一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数として、第1号、保健師その他これに準ずる者1人、第2号、社会福祉士その他これに準ずるもの1人、第3号、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人とするものであります。

なお、本市での本年1月末日時点での第1号被保険者は約6,300人であり、本市の地域包括支援センターには第1号から第3号までの職員として各2名配置しているものであります。

第2項は、第1項の規定にかかわらず、地理的条件等を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターの設置が必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合に人員配置基準は次の表により定めるものであり、左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員とするものであります。

3ページになります。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法第129条第3項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を猶予するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。初めに改正の概要について申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第5期介護保険事業計画に基づき平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料を年額で定めております。現行の保険料は、第1段階から第9段階までの9段階に区分されており、国の特別基準7段階に第3段階及び第5段階を加えることにより軽減措置を図ってきたところであります。改正後は、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料の年額を定めるもので、段階数について

は国の標準段階数が本市の現行の段階数と同じ9段階とされたことから、国の標準段階数に合わせて9段階とするものであります。国の標準段階数に合わせることにより、現行第1段階と現行第2段階が統合されて新第1段階となり、現行第3段階から現行第8段階までが1段階ずつ繰り下がり、現行第9段階が新第8段階と新第9段階に細分化されることとなります。なお、平成27年度から平成29年度までの基準額は新第5段階の年額5万5,200円とし、第5期の基準額、月額4,400円に200円上乘せし、月額4,600円とさせていただきますと存じます。

改正の内容につきましては、5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを付しております。

第4条の全文を改正いたしますので、右欄の改正後で説明を申し上げます。第4条は、保険料率の定めであり、第1項として平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とするものであります。第1号の区分は、新第1段階であり、改正後は2万7,600円とするもので、対象者は生活保護受給者の方、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方及び市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、保険料率は0.50であります。ただし、新第1段階につきましては、国の低所得者層に対する軽減強化が適用されます。このことについてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。第4条第2項として、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第4条第1項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万4,800円とするものであります。保険料率は0.45となります。

5ページにお戻り願います。第2号の区分は、新第2段階であり、改正後は3万4,700円とするもので、対象者は市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方で、保険料率は0.63であります。

第3号の区分は、新第3段階であり、改正後は4万1,400円とするもので、対象者は市民税非課税世帯で新第2段階に該当しない方で、保険料率は0.75であります。

第4号の区分は、新第4段階であり、改正後は4万9,600円とするもので、対象者は本人が市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円の以下の方で、保険料率は0.90であります。

第5号の区分は、新第5段階であり、改正後は5万5,200円とするもので、対象者は本人が市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる方で新第4段階に該当しない方で、保険料率は1.00であり、基準となる区分であります。

第6号の区分は、新第6段階であり、改正後は6万6,200円とするもので、対象者は本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方で、保険料率は1.20であ

ります。

第7号の区分は、新第7段階であり、改正後は7万1,700円とするもので、対象者は本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方で、保険料率は1.30であります。

第8号の区分は、新第8段階であり、改正後は8万2,800円とするもので、6ページになります。対象者は本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方で、保険料率は1.50であります。

第9号の区分は、新第9段階であり、改正後は9万3,800円とするもので、対象者は本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上の方で、保険料率は1.70であります。

第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の定めであり、国の標準段階数が6段階から9段階とされたことにより改正するものであり、現行「ロ及びハ」を改正後は「ロ及びニ」に、「又は第6号ロ」を改正後は「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「令第39条第1項1号から第6号まで」を改正後は「令第39条第1項第1号から第9号まで」に改めるものであります。

7ページをお開き願います。附則第7条は、改正法附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置の定めであり、法の規定に基づき現行の介護予防事業及び要支援1、2の方を対象とした訪問介護、通所介護につきましては、平成27年4月1日から市町村事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行しなければなりません。同法附則の規定により「平成29年3月31日までの間にあっては、当該市町村長が定める日までの間は、その実施を猶予することができる」と定められており、事業の移行に当たり介護サービス事業者等との調整など準備期間が必要となることから、猶予の規定を定めるものであります。

なお、本事業への移行につきましては、平成28年1月1日を予定しております。

附則として、第1条は、施行期日の定めであり、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。ただし、第4条第2項の規定は、規則で定める日から施行するものであります。

第2条は、経過措置の定めであり、改正後の第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する

条例等の一部を改正しようとするものであります。なお、本条例等の一部改正により影響を受ける介護サービスは現在ございません。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、初めに2ページで説明させていただきます。第1条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。目次の現行「複合型サービス」を改正後は「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであり、この名称の改正が全体に及ぶことから一括ご説明申し上げます。

本則（第85条第3項、第86条、第193条第10項、第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を改正後は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を改正後は「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を改正後は「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を改正後は「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を改正後は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改めるものであり、関連する名称変更につきましても新旧対照表での説明を省略させていただきます。

なお、第2条、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正につきましても、関連する名称改正は同様に説明を省略させていただきますと存じます。

それでは、他の改正につきまして9ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第8条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数を定めであり、同条第2項の現行「又は北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項のサービス提供責任者」を削除するものであります。

同条第5項の現行「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、現行「併設されている」を改正後は「ある」に改め、10ページになります。同項第5号の現行「第84条第6項第1号」、同項第6号の現行「第84条第6項第2号」及び同項第7号の現行「第84条第6項第3号」を改正後はそれぞれ「第84条第6項」に改めるものであります。

第25条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取り扱い方針の定めであり、同条第2項の現行「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を改正後は「行い」に改めるものであります。

第34条は、勤務体制の確保等の定めであり、同条第2項の現行「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を改正後は「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業

所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を改正後は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改めるものであります。

11ページをお開き願います。第62条の現行「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加えるものであります。

第65条は、設備及び備品等の定めであり、同条第4項の現行「前3項」を改正後は「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項に改め、同条第3項の次に「第4項前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届けるものとする。」を加えるものであります。

第67条は、利用定員等の定めであり、12ページをお開き願います。同条第1項の現行「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を改正後は「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加えるものであります。

同条第2項の現行「指定居宅サービスをいう。」、「指定介護予防サービスをいう。」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう。」の次にそれぞれ「以下同じ。」を加え、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加えるものであります。

第80条の次に次の第1条を加えるものであり、第80条の2は、事故発生時の対応の定めであり、第1項として指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4項、指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならないとするものであります。

13ページをお開き願います。第81条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第5号の現行「次条において準用する第42条第2項」を改正後は「前条第2項」に改めるも

のであります。

第82条は、準用の定めであり、同条の現行「、第22条」を削除するものであります。

第84条は、従業者の員数等の定めであり、同条第6項の現行「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を改正後は「次の表の左欄に掲げる」に改め、「当該各号」を改正後は「同表の中欄」に改め、「従業者を置いているときは」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」及び、14ページになります、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」について記載のとおり表を加えるものであります。

15ページをお開き願います。同条第10項の現行「第6項各号」を改正後は「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改めるものであります。

第85条は、管理者の定めであり、同条第1項の現行「前条第6項各号」を改正後は「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「若しくは」を改正後は「、」に改め、「これらの事業に係る業務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加えるものであります。

同条第3項の現行「指定複合型サービス事業所」の次に「（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加えるものであります。

16ページをお開き願います。第87条は、登録定員及び利用定員の定めであり、同条第1項の現行「25人」を改正後は「29人」に改めるものであります。

同条第2項第1号の現行「登録定員の2分の1から15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同項同号に登録定員に伴う利用定員を記載のとおり定める表を加えるものであります。

第93条は、指定小規模多機能型居宅介護の基本取り扱い方針の定めであり、同条第2項の現行「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を改正後は「行い」に改めるものであります。

第108条は、居住機能を担う併設施設等への入居の定めであり、同条の現行「第84条第6項各号」を改正後は「第84条第6項」に改めるものであります。

18ページをお開き願います。第115条第1項に「ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同

生活住居の数を3とすることができる」を加えるものであります。

19ページをお開き願います。第137条の全文を「削除」に改めるものであります。  
第150条第2項第9号を削除するものであります。

第153条第4項の現行「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）」を加えるものであります。

20ページをお開き願います。同条第8項第1号の現行「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加えるものであります。

同条第12項の現行「指定介護予防サービス等基準条例」を改正後は「北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）」に改めるものであります。

同条第13項の現行「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削除するものであります。

21ページをお開き願います。同条に次の1項を加えるものであります。第17項、第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とするものであります。

第154条第1項第6号及び22ページの第182条第1項第3号の現行「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加えるものであります。

第178条は、記録の整備の定めであり、同条第2項に次の1号を加えるものであり、第7号、次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録とするものであります。

25ページをお開き願います。第196条は、登録定員及び利用定員の定めであり、同条第1項中の現行「25人」を改正後は「29人」に改めるものであります。

同条第2項第1号の現行「登録定員の2分の1から15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、26ページになります、同号に登録定員に伴う利用定員を記載のとおり定める表を加えるものであります。

27ページをお開き願います。第198条第2項の現行「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を改正後は「行い」に改めるものであります。



30ページをお開き願います。第204条は、準用の定めであり、31ページになります、同条の現行「第84条第6項各号」を改正後は「第84条第6項」に改めるものであります。

32ページをお開き願います。第2条は、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

第8条は、設備及び備品等の定めであり、同条第4項の現行「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同条第4項を第5項とし、同条第3項の次に「第4項 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。」を加えるものであります。

第9条は、従業者の員数の定めであり、同条第1項の現行「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を改正後はそれぞれ「第45条第6項」に改めるものであります。

33ページをお開き願います。第10条は、利用定員等の定めであり、同条第1項の現行「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を改正後は「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加えるものであります。

34ページをお開き願います。同条第2項の現行「第45条第6項第4号」を改正後は「第45条第6項」に改めるものであります。

第38条は、事故発生時の対応の定めであり、同条第3項の次に「第4項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。」を加えるものであります。

第45条は、従業者の員数等の定めであり、同条第6項の現行「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施設等が併設されている」を改正後は「次の表の左欄に掲げる」に改め、「当該各号」を改正後は「同表の中欄」に改め、「従業者を置いているときは」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」及び、35ページになります、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」について、記載のとおり表を加えるものであります。

36ページをお開き願います。同条第10項の現行「第6項各号」を改正後は「第6項

の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改めるものであります。

第46条は、管理者の定めであり、同条第1項の現行「前条第6項各号」を改正後は「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「若しくは」を改正後は「、」に改め、37ページになります、「これらの事業に係る業務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加えるものであります。

同条第3項の現行「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加えるものであります。

第48条は、登録定員及び利用定員の定めであり、同条第1項中の現行「25人」を改正後は「29人」に改めるものであります。

同条第2項第1号の現行「登録定員の2分の1から15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、38ページになります、同号に登録定員に伴う利用定員を記載のとおり定める表を加えるものであります。

第64条は、居住機能を担う併設施設等への入居の定めであり、同条の現行「第45条第6項各号」を改正後は「第45条第6項」に改めるものであります。

第66条は、準用の定めであり、同条の現行「及び第32条から第39条まで」を改正後は「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改めるものであります。

第67条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取り扱い方針の定めであり、同条第2項の現行「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を改正後は「行い」に改めるものであります。

39ページをお開き願います。第71条の現行「法第8条の2第17項」を改正後は「法第8条の2第15項」に改めるものであります。

第75条の現行に、「ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。」を加えるものであります。

第87条は、準用の定めであり、同条の現行「第37条から第39条まで」を改正後は「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改めるものであります。

40ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。高齢者の認知症対策において介護保険サービスとの整合性を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例であります。初めに2ページで説明させていただきます。本則中「認知症老人」を改正後は「認知症高齢者」に、「在宅認知症老人等」を改正後は「在宅認知症高齢者等」に改めるものであり、新旧対照表による説明を省略させていただきますと存じます。

それでは、3ページ、附属説明資料の新旧対照表により他の改正内容についてご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第2号イの現行「第15条」を改正後は「第12条」に改めるものであります。

同条第3号の現行「特定疾患患者認定証」を改正後は「特定疾患患者認定書」に、「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」を改正後は「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」に、「先天性血液凝固因子障害患者認定証」を改正後は「先天性血液凝固因子障害等患者認定書」に改めるものであります。

4ページをお開き願います。第3条は、支給対象の定めであり、同条の現行「支給するものとする」を「支給するものとし、被介護者は市民税非課税世帯に属する者とする」に改めるものであります。

第4条は、併給制限の定めであり、同条の現行「又は」を改正後は「若しくは」に、「支給されている」の次に「場合又は介護保険法第19条第1項若しくは第2項に規定する認定を受け、介護保険のサービスを受けている」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、砂川市立保育所条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分に

つきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市立保育所条例の一部改正であります。第4条の見出しを「(入所資格)」に改め、同条第1項を「第4条 保育所に入所し、前条の保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする」に改めることとし、その内容につきましては「第1号 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童」、「第2号 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童」、「第3号 その他市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童」に改めるものであります。

なお、具体的な入所資格につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第1条及び第8条に具体的に明記されており、本条例の現行第4条第1号から第7号以外で定められている要件といたしまして、「求職活動等を継続的に行っている」、「学校教育法に規定する学校等に在学している」、「職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けている」、「児童が虐待を受けている、または受ける可能性がある」、「育児休業等により当該児童以外の児童の保育が必要と認められる」と定められています。

なお、本市におきましては、本条例の現行第4条第7号により保育が必要と認められる児童につきましては、保育所の入所を認めてきたものであります。

第5条の見出しを「(入所の承認の解除等)」に改め、同条第1項を「第5条 市長は、入所の承認をした後において、前条第1項に規定する入所資格に該当しなくなったと認めるときは、入所の承認を解除することができる。」に改めるものであります。

同条第2項の現行「保育の実施」を改正後は「入所」に、「取り消す」を改正後は「入所の承認を解除する」に改めるものであります。

5ページから6ページになります。第6条の見出しを「(保育料の徴収)」に改め、第6条を「第6条 法第24条第1項の規定により保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から、市長が別に定める利用者負担額(市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額)を保育料として徴収する。ただし、市長が保護者に特別の事由があると認めるときは、別に定める基準により減免することができる。」に改めるものであります。

第8条は、保育時間及び休日の定めであり、同条第1号の現行「第1号 保育時間 午前8時から午後4時まで」を改正後は「第1号 保育時間は、次に掲げる時間により区分する。」、「ア 保育標準時間 午前7時15分から午後6時15分まで」、「イ 保育短時間 午前8時から午後4時まで」に改めるもので、保育標準時間を11時間に、保育短時間を8時間に定めるものであります。

第2条は、砂川市学童保育条例の一部改正であります。第3条は、指導員の定めであり、同条第1項の現行「指導員」の次に「として、放課後児童支援員及び補助員」を加えるものであります。

同条第3項の現行「指導員」を改正後は「補助員」に改め第4項とし、同条第2項の次に「第3項 放課後児童支援員は、砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する者であって、市長が適当と認めたものとする。」を加えるものであります。

第4条は、対象児童の定めであり、同条第1項第1号の現行「小学校1年生から3年生の児童」を改正後は「小学校に就学する児童」に改めるものであります。

7ページになります。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。浄化槽汚泥処理手数料徴収事務が砂川地区保健衛生組合より移行することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

別表は、一般廃棄物の処理手数料の定めであり、表左から種類、廃棄物の区分、処理の方法、単位、単価となっております。5ページになります。改正後の種類の区分に「3 浄化槽汚泥処理手数料」を、廃棄物の区分及び処理の方法の区分に「浄化槽における汚泥の処分」を、単位の区分に「10リットル」を、単価の区分に「14円」を加えるものであります。

なお、この手数料は、平成27年4月1日から本格稼働を予定しております石狩川流域下水道奈井江浄化センターに建設した浄化槽汚泥等受け入れ施設に投入した事業者から徴収するものであり、単価は砂川地区保健衛生組合と同額とするものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから議案第16号から19号の4議案につ

いてご説明を申し上げます。

初めに、議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、教育長の身分が一般職から特別職に改められることに伴い、砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。第2条は、審議会の所掌事項についての定めであり、「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第1条は、条例の趣旨についての定めであり、第3号として「教育長」の1号を加えるものであります。

第3条は、特別職の給料についての定めであり、第1項第3号として「教育長 56万1,000円」の1号を加えるものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。第3条は、砂川市職員の旅費に関する条例の一部改正であります。別表第1の旅費額、別表第2の移転料、別表第3の外国旅費に関する表について1級の項中「特別職及び教育長」の「及び教育長」を削るものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条は、期末手当についての定めであり、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止することから、第3項第3号中の「又は教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」を削るものであります。

2ページにお戻りいただきたいと存じます。第5条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止であります。教育長の身分が特別職に改められることから、教育長の給与及び勤務時間等を定めた本条例を廃止するものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、第1項は、この条例の施行期日についての定めであり、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は、旧教育長に関する経過措置の定めであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第1項において、この法律の施行の際、現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前のように在職するものとされておりますので、この場合においては、この条例の改正後の砂川

市特別職報酬等審議会条例、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、砂川市職員の旅費に関する条例及び砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の砂川市特別職報酬等審議会条例、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、砂川市職員の旅費に関する条例、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定及び廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有すると定めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、砂川市行政手続条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、行政が行う処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法につきましては、国民の権利、利益の保護の充実に資するため、法律に基づく行政指導を受けたものがその指導等を求める手続や国民が法令違反の事実を発見した場合に行政に対し指導の中止等を求める手続、行政に対して是正の処分等を求める手続などが追加され、本年4月1日から施行されるものであります。この行政手続法の規定は、市の機関が行う処分及び行政指導には適用されないことから、法改正により新たに加えられた事項を市の機関が行う処分にも適用するため、砂川市行政手続条例等の一部を改正するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市行政手続条例の一部改正であります。目次中、「第4章 行政指導」を「第4章 行政指導」、「第4章の2 処分等の求め」に改めるものであります。

第2条第1項第6号中「名あて人」を記載のとおり改めるものであります。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、第7号中「名あて人」、第8号中「かかわる」を記載のとおり改めるものであります。

第4条、第13条、第14条、第15条、第22条及び第28条中「名あて人」を記載のとおり改めるものであります。

第33条は、行政指導の方式の定めであり、第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に第2項として、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、第1号から第3号に掲げ

る事項を示さなければならないと規定するものであります。

第34条の2は、行政指導の中止等の求めの定めであり、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が根拠となる法律、または条例の要件に適合しないと思うときは、行政指導をした機関に対しその旨を申し出て、行政指導の中止等を求めることができるとするものであり、この申し出は第2項第1号から第6号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない、当該行政機関は第1項の規定による申し出があったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないと規定するものであります。

第4章の次に「第4章の2 処分等の求め」を加えるものであります。

第34条の3は、処分等の求めの定めであり、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、または行政指導がされていないと思うときは、当該処分をする権限を有する行政庁、または行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分、または行政指導をするように求めることができるとするものであり、この申し出は第2項第1号から第6号に掲げる事項を記載した申出書を提出してなければならない、当該行政庁、または行政機関は第1項の規定による申し出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めたときは、当該処分、または行政指導をしなければならないと規定するものであります。

10ページになります。第2条は、砂川市税条例の一部改正であります。第5条は、砂川市行政手続条例の適用除外の定めであり、第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長及び教育委員会事務部局の職員の増減、診療体制の充実強化に伴う市立病院職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員定数の定めであります。第1号の市長の事務部局の職員定数について「151人」を8人増員して「159人」に改めるものであり、その内訳といたしまして、アの一般会計に属する職員定数について「142人」を8人増員して「150人」に改め



るものであります。

次に、第5号の教育委員会の事務部局の職員定数について「36人」を8人減員して「28人」に改めるものであり、さらに第7号の砂川市立病院の職員定数について「665人」を40人増員して「705人」に改めるものであります。

市長の事務部局の職員の増員は、新たな行政課題に対する職員の配置及び再任用制度の本格的な運用に伴う再任用職員の配置等により定数を増員するものであり、教育委員会事務部局の職員の減員は、平成18年に現行定数に改正後、行財政改革や事務の見直し等により退職不補充を行い職員数を削減してきたことから、現状に合わせて定数を減員するものであります。

次に、市立病院の職員の増員は、地域包括ケア病棟におけるリハビリの強化及び全病棟における服薬指導体制の構築等により医療技術員について30人を増員し、高齢者、介護認定者等の介護を要する入院患者等の増加により医療ソーシャルワーカーなどの専門職員、事務職員及び介護福祉士などの労務員について10人を増員し、合計40人を増員するものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、給与制度の総合的見直しに伴う国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額等を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、この改正は国家公務員の給与について、給与制度の総合的見直しとして民間賃金の低い地域における官民給与の実情を適切に反映し、また官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の給与水準を見直すため給料表の水準が引き下げられたことから、同様に本市職員の給料表を改正するものであります。行政職給料表全体では平均2.0%の引き下げとなりますが、20歳代前半の若年層では水準の引き下げを行わず、中高年齢層では最大で5.7%の引き下げを行うものであります。ただし、経過措置として平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間に限り、改正される給料額が現在の給料額を下回る職員に対しては、現在の給料を支給することとしておりますので、該当する職員は当分の間は昇給が行われない状況が続くことになるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては11ページ、議案第19号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則第8項は、平成22年12月1日から当分の間における再任用職員を除く行政職給

料表、医療職給料表（２）表、医療職給料表（３）表の適用を受ける職員のうち、職務の級が６級以上の職員の給料月額、５５歳に達した日後における最初の４月１日以後に条例第３条に定める給料表に決定された額に１００分の９８．５を乗じた額とすること及び平成２２年１２月１日から当分の間において離職する職員の当該離職日における給料月額は、１００分の９８．５を乗じる前の額とすることを定めたものでありますが、国においてこの１．５％の減額支給措置についてこのたびの給料表の水準の引き下げに伴う経過措置の終了時期にあわせて廃止されることとなったため、本市においても経過措置が終了する平成３１年３月３１日にあわせて廃止することとし、「当分の間」を「平成３１年３月３１日までの間」に改めるものであります。

また、平成１８年の給与構造改革及びこのたびの給与制度の総合的見直しによる給料表の数字の引き下げに伴う経過措置の適用を受けていない、昇格などにより改正後の給料表が適用となっている職員については、５５歳を超える職員の給料をより抑制した改定となっており、１．５％の減額支給措置を講じる必要がないことからただし書きを改めるもので、特例期間のうち平成２７年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間においては、平成１８年の砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例附則第５項及び本改正条例附則第２項の規定による給料の切りかえに伴う経過措置の適用を受けていない特定職員の給料月額及び特例期間内に離職する職員の当該離職日における給料月額は、乗じる前の額とするものであります。

次に、別表第２及び別表第５の給料表の改正であります。４ページから１０ページが改正後の給料表となっております。

なお、給料表の詳細につきましては、１４ページから附属説明資料ナンバー２として改正後の給料と現行給料の比較表を添付いたしております。

１２ページをお開きいただきたいと存じます。改正附則であります。第１項は、この条例の施行期日についての定めであり、この条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

第２項から第５項は、給料の切りかえに伴う経過措置についての定めであります。第２項は、新たな給料月額が施行日前日に受けていた額に満たない場合、その額と改正後の給料額との差額に相当する額を給料月額のほか給料として支給する定めであり、いわゆる現給の保障を定めたものであります。ただし、平成１８年の給与構造改革による給料水準の引き下げに伴う経過措置の適用を受けている職員については、平成２８年３月３１日をもって経過措置が終了することから、終了後に新たな経過措置に移行することを定めたものであります。

第３項は、第２項の職員以外の職員について第２項の職員との権衡上必要があると認められるときは、規則に定めるところにより調整できることを定めるものであります。

第４項は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用

の事情等を考慮して第2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、規則に定めるところにより調整できることを定めるものであります。

第5項は、期末手当及び勤勉手当の支給の基礎となる給料月額について、給料月額と平成18年の砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例附則第5項及び本条例附則第2項の現給保障の規定による給料の額との合計額とすると定めるものであります。

第6項は、附則第2項から第5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めるものとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げますが、議案のご説明の前に、前段で改正の概要をご説明申し上げます。

これまで砂川市住宅マスタープランにおける重点プロジェクトの推進施策として、平成18年度から住宅改修及び住宅建設、または購入に関してハートフル住まいる推進事業として実施している砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成、砂川市永く住まいる（住宅改修）助成、砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進の3本の条例が平成27年3月31日に失効いたします。このことにより、平成27年3月31日の期限までに工事の契約、または着工をしたものの完成が平成27年4月1日以降になるなどで、助成を受けることができなくなることを救済するため、当該条例の期間を平成28年3月31日まで延長するものであります。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。改正の理由は、本条例の失効により助成を受けることができなくなる本年度の対象者を救済するため、砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部改正であり、附則第2項、この条例の失効について「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

第2条は、砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部改正であり、附則第2項、この条例の失効について「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

第3条は、砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部改正であり、附則第2項、この条例の失効について「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めるものであります。

日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例附則第2項の規定は、平成27年3月31日までに住宅改修工事の請負契約を締結し、又は着工したものに適用し、第3条の規定による改正後の砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例附則第2項の規定は、平成27年3月31日までに新築住宅の工事請負契約又は建売住宅若しくは中古住宅の売買契約を締結し、又は着工したものに適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） 私のほうから議案第26号及び第31号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市オートスポーツランド条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、オートスポーツランドスナガワであり、所在地は砂川市オアシスであります。

2、指定管理者の名称は、株式会社邦明商事であります。

3、管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由であります。株式会社邦明商事は今年度までオートスポーツランドスナガワの維持管理業務を受託していた実績を有し、さらにはモータースポーツの特殊性に熟知していること、大会の運営に精通していることなどから当該法人を指定しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして、砂川市オートスポーツランド指定管理者に関する協定書案、個人情報取り扱い特記事項、株式会社邦明商事定款を添付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由でございますが、砂川市北吉野コミュニティセンターについては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。

2、指定管理者の名称は、そらっぷセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターにつきましては、そらっぷセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市東地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市焼山173番地4であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市東地区コミュニティセンターにつきましては、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市南地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市東5条南1丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南地区コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターにつきましては、南地区コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

施設は、市内5カ所の老人憩の家であります。1の管理を行わせる施設の名称及び所在地と2の指定管理者の名称及び施設名についてご説明申し上げます。1カ所目は、砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号であります。指定管理者の名称は、砂川市空知太老人憩の家運営委員会であります。

2カ所目は、砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市石山団地町内会であります。

3カ所目は、砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10

号であります。指定管理者の名称は、砂川市北光団地町内会であります。

4カ所目は、砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号であります。指定管理者の名称は、砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。

5カ所目は、砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3の管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家につきましては、町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、その実績により継続して当該町内等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 私から議案第32号及び議案第33号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市公民館条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市公民館、砂川市西8条北3丁目1番1号であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由は、砂川市公民館については、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市体育施設条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市総合体育館、砂川市日の出1条南9丁目2番2号、砂川海洋センター、砂川市西3条北9丁目1番1号、砂川市弓道場、砂川市東5条南4丁目3番23号、砂川市営野球場、砂川市日の出1条南10丁目2番地、砂川市営軟式野球場、砂川市東6条南9丁目1番地5、砂川市営テニスコート、砂川市東6条南11丁目3番1号、砂川市営北グラウンド、砂川市西3条北9丁目1番地、砂川市

宮陸上競技場、砂川市東6条南10丁目1番地、砂川市営日の出サッカー場、砂川市東6条南9丁目1番地1、日の出公園多目的広場、砂川市日の出1条南9丁目2番地4であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

指定の理由は、各体育施設については、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 議案第34号 市道路線の変更及び認定についてご説明いたします。

市道路線の変更及び認定を行おうとする東5条南通りと日の出6号通りの道路用地を含む当該地周辺を所有している民間企業が当該用地に太陽光発電事業を行うため、当該事業区間の市道認定の廃止が必要となっているものであります。当該区間は、一般の通行がほとんどなく、住宅等もないこと、町内会にも異存がないことなどから、環境保全に資するため要望に応じて変更しようとするものであります。

変更及び認定路線は、3ページの議案第34号附属説明資料でご説明いたします。図面上段が変更前、下段が変更後であります。

図面上段をごらんください。北から南、図の左から右に向かっている路線名は東5条南通りで、東から西、図の上から下に向かっている路線名は日の出6号通りであります。

次に、図面の下段、変更後をごらんください。図の中心部分に太陽光発電事業と記載してございますが、当該用地に太陽光発電事業を行うため、市道認定の廃止をするものであります。東5条南通りの従前の起点である南4号線から日の出5号通りを終点とする路線名、「東5条中通り」を新規認定するもので、路線延長は114.3メートルでございます。東5条南通りについては、起点を南4号線から日の出7号通りに変更し、路線の延長を439.4メートルから87.0メートルに変更するものであります。また、日の出6号通りについては、起点を日の出かんがい溝西通りから東4条南通りに変更し、路線の延長を163.0メートルから67.2メートルに変更するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分



○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億2,300万円と定めるものであります。この予算は、平成26年度当初予算と比較いたしますと1億2,600万円の減となり、対前年比で1.1%の減となったところであります。

第2条は、債務負担行為であります。8ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおり、学校給食運搬委託について、期間を平成27年度から37年度まで、限度額を1億2,852万円と定めるものであります。

第3条は、地方債であります。9ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公共事業等債以下3件について、限度額の合計を10億90万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

本年度は統一地方選挙の年であり、市長の改選期に当たることから、政策的な予算につきましては改選後の議会に提案すべきものとして骨格予算としたところであります。しかし、今日の地域経済への影響も考慮し、選挙期間中の空白を避けるため継続事業を中心として投資的事業も計上したところであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、予算編成方針の26ページに平成27年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明をさせていただきます。歳出のほうから説明いたしますので、30ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきましても事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましても省略をして説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1款議会費は1億1,575万1,000円で、前年度と比較して1,128万2,000円の増であります。

2款総務費は3億9,712万9,000円で、前年度と比較して5,055万8,0

00円の増となりますが、主な要因につきましてはふるさと応援寄附金謝礼5,847万5,000円、各種選挙経費2,987万9,000円の増、電算システム機器購入費の債務負担終了による2,876万5,000円の減によるものであります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費で手数料111万1,000円は、インターネットを利用した申し込み及びクレジットカードによる納付などに要する手数料であります。

5目財産管理費の一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費265万9,000円は、市有車両耐用年数基準に基づき公用車2台を更新するものであり、軽自動車2台を購入する経費であります。同じく二重丸、公共施設等総合管理計画策定に要する経費43万円は、厳しい財政状況が続く中で今後人口減少により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、国から公共施設等の現状及び将来の見通し、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定める公共施設等総合管理計画の平成28年度までの策定が求められていることから計画を策定するものであり、計画書の作成などの経費であります。

6目企画費の一つ丸、企画調査に要する経費で炭鉱の記憶推進事業団負担金2万円は、空知の産炭地域の活性化を図るため炭鉱産業にかかわりのあった9市4町で「炭鉱の記憶推進会議」を設立するとともに、NPO法人炭鉱の記憶推進事業団が炭鉱の記憶マネジメントセンターを開設し、炭鉱遺産に関する情報発信などを行ってきたものであり、炭鉱の記憶マネジメントセンターの今後の安定的な運営を図るため、賛助会員として炭鉱産業へのかかわり度合い及び人口区分に応じて負担する経費であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、市民生活向上推進に要する経費で人権啓発看板作成委託料1万1,000円は、法務省の委託を受け、人権思想の啓発活動として看板を作成する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で備品購入費33万1,000円は、パソコンで使用するソフトウェアの購入費であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で番号制度システム整備委託料981万8,000円は、番号制度の導入に向けて平成26年度に引き続き実施する住民基本台帳システム、税システムの改修及び団体内統合宛名システムの導入などを行うものであり、中間サーバープラットフォーム負担金653万6,000円は、国が運用するネットワークと地方公共団体のシステムとのデータの受け渡しを行う中間サーバーの設計、構築について、中間サーバープラットフォーム負担金として負担するものであります。

13目まちづくり推進費の二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費164万6,000円は、砂川SAスマートインターチェンジに関する関係機関との協議を行うためのもののほか、市民のスマートインターチェンジの利用促進を図るため、引き続き実施するETC車載器の購入者に対する購入経費の補助及び開通式を行うための経費

であります。同じく二重丸、地域公共交通の検討に要する経費23万円は、砂川市に適した地域公共交通のあり方を検討するため設置した「地域公共交通会議」において平成26年度に実施した実証調査運行の結果をもとに、本格運行に向けて生活交通ネットワーク計画の再検討などを行うための経費であります。同じく二重丸、定住自立圏構想の推進に要する経費15万6,000円は、平成26年度に策定した定住自立圏共生ビジョンについて地域の関係者の意見を反映させるため設置した共生ビジョン懇談会において引き続き検討を行うものであり、懇談会を開催する経費の砂川市負担分であります。

14目ヘリポート費の一つ丸、ヘリポートの維持管理に要する経費でヘリポート定期検査手数料9万6,000円、測量等委託料11万9,000円、場内標識標示修繕工事費75万6,000円は、航空法の規定により国土交通省の検査を受けるために必要な検査手数料、測量及び図面作成、場内標識標示の修繕を実施する経費であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で預貯金取引調査手数料7万8,000円は、市税等の滞納整理を進めるため金融機関に依頼する預貯金取引調査に係る手数料であり、番号制度システム整備委託料47万6,000円は、番号制度に対応させるため滞納管理システムを改修する経費であります。

2目知事・道議選挙費の二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費793万1,000円、3目市長・市議選挙費の二重丸、市長・市議選挙の執行に要する経費2,370万4,000円は、4月に実施される各選挙の執行に要する経費であります。

1目統計調査費の二重丸、国勢調査に要する経費964万9,000円は、国勢調査を平成27年10月1日現在で実施するための経費であります。

3款民生費は18億9,194万3,000円で、前年度と比較して4,221万9,000円の減となりますが、主な要因につきましては臨時福祉給付金給付事業3,563万5,000円、まごころ商品券発行事業1,556万7,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業1,201万5,000円、生活保護費3,558万2,000円の減、知的障害者自立支援給付費5,032万9,000円の増によるものであります。

1目社会福祉総務費の二重丸、臨時福祉給付金支給事業に要する経費3,432万1,000円は、低所得者に対し消費税率等の引き上げによる影響を緩和するため適切な配慮を引き続き行うため1人当たり6,000円を支給する経費であり、対象者は市民税（均等割）が非課税で市民税（均等割）が課税されている方に扶養されていない方であります。同じく二重丸、生活困窮者自立支援相談事業に要する経費6万4,000円は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対し就労その他の自立に関する相談支援を行うための経費であります。同じく二重丸、生活困窮者住居確保給付金支給事業に要する経費55万8,000円は、生活困窮

者自立支援法の施行に伴い、これまでの住宅支援給付事業が生活困窮者住居確保給付金として規定されたものであり、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失、または喪失するおそれがある方に賃貸住宅等の家賃相当額を支給する経費であります。同じく二重丸、就労自立給付金支給事業に要する経費15万円は、生活保護を脱却するための動機づけを強化し、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するため、生活保護受給者の就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護の廃止に至った方に対し、就労自立給付金として支給する経費であります。同じく一つ丸、障害者福祉システムに要する経費でサーバー更新等委託料351万4,000円は、障害者福祉システムのサーバー、ソフトウェアの保守期間が終了することから更新する経費であります。

次に、31ページ、1目児童福祉費の二重丸、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に要する経費764万5,000円は、消費税率等の引き上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずるなどの観点から、臨時福祉給付金の支給対象世帯を含め、平成27年6月分の児童手当受給者及び要件を満たす方に対し対象児童1人当たり3,000円を支給する経費であります。同じく一つ丸、子育て支援センターに要する経費で保育士報酬230万4,000円は、嘱託職員を配置して子育て支援センター及びサテライトにおいてより安心できる相談体制とするための経費であります。同じく二重丸、子ども・子育て支援事業に要する経費15万6,000円は、子ども・子育て支援法制度を円滑に推進するため事業の評価等が必要となることから、子ども・子育て会議の開催などの経費であります。

3目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で保育士報酬460万8,000円、同じく一つ丸、乳児保育に要する経費で保育士報酬691万2,000円、同じく一つ丸、一時保育に要する経費で保育士報酬230万4,000円は、これまで正職員と臨時職員で対応してきた保育士の配置について、保育士の任用の環境を改善することで保育士を安定的に確保して保育士の質を高めるため、嘱託職員として任用することとしたことによるものであります。

4款衛生費は5億6,404万9,000円で、前年度と比較して608万6,000円の減となりますが、主な要因につきましては汚泥等受け入れ施設建設事業負担金1,610万4,000円の減、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金814万5,000円の増によるものであります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム更新委託料45万6,000円は、障害者福祉システムとサーバーを共用していくことから、サーバーの更新について経費を案分するものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で焼山ごみ処理場管理業務員報酬193万8,000円、重機借り上げ料338万7,000円は、業務委託で対応してい

たごみ処理場の維持管理について、搬入量の減少に対応して管理委託から市の直営とするものであり、嘱託職員1名の報酬及び埋め立て、覆土作業を行うブルドーザー等を借り上げる経費であります。

5款労働費は1,070万8,000円で、前年度と比較して5万9,000円の減となります。

6款農林費は7,877万6,000円で、前年度と比較して1,160万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては青年就農給付金750万円の減、農業基盤整備促進事業補助金444万円の減によるものであります。

1目農業委員会費の二重丸、農地中間管理事業に要する経費16万6,000円は、農地の中間受け皿として北海道農業公社に農地中間管理機構が設置され、担い手への農地の集積と集約を図る事業の一部が市へ委託されることとなったことから、その事務に係る経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で機構集積協力金109万8,000円は、離農や経営転換して農地を農地中間管理機構を通じ担い手へ貸し付けることにより、地域の中心となる経営体の農地集積や農地の連担化を支援し、農業の競争力、体質強化を図るとともに、持続可能な力強い農業の実現を目指すものであり、農地の集積に協力する農業者に対し協力金を交付する経費であります。

7款商工費は1億843万2,000円で、前年度と比較して514万円の減となります。主な要因につきましては、プレミアム商品券発行事業補助金、商店街連合会商品券発行事業補助金の減によるものであります。

8款土木費は8億2,156万3,000円で、前年度と比較して3億803万2,000円の減となりますが、主な要因につきましては道路橋梁の修繕工事2,050万円の減、道路橋梁新設改良事業1億7,911万6,000円の減、改良住宅における改善工事などの工事費1億2,060万円の減によるものであります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で路面性状調査委託料800万円は、舗装道路の老朽化が進行していることから維持管理を効率的に行うために必要な情報を得るため現在の舗装状態について調査する経費であります。道路付属物点検委託料1,400万円は、道路の付属物である道路照明の老朽化による落下、倒壊などの防止及び維持管理を行うために必要な情報を得るために点検を行う経費であります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費4,610万円は、橋梁の長寿命化の修繕工事として西2条橋の伸縮装置の取りかえなどの工事費に加え、西2条橋ほか2橋の詳細調査設計委託料及び大雨などに対応する2路線の雨水対策工事費であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億2,751万4,000円は、記載のとおり、改良舗装等工事7路線、新設工事1路線に係る工事費に加え、来年度以降に工事を予定している3路線の委託料であります。

次に、32ページ、2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費3,672万円は、砂川市住生活基本計画に基づき、安心、安全に暮らせる住環境づくり、地元企業支援、まちなか居住の推進を目的として高齢者等安心住まいる住宅改修補助金214万円、永く住まいる住宅改修補助金1,040万円、まちなか住まいる等住宅促進補助金1,988万円、管理不全な空き家の予防を目的として老朽住宅除却費補助金250万円、地球温暖化防止の促進を目的として住宅用太陽光発電システム導入費補助金180万円の助成を実施する経費であります。

9款消防費は3億4,819万6,000円で、前年度と比較して2,470万3,000円の減となりますが、主な要因につきましては水槽つき消防ポンプ自動車購入費の減などによる砂川地区広域消防組合負担金2,030万9,000円の減によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で防災行政無線再免許更新手数料7万8,000円、防災行政無線定期検査委託料4万6,000円は、防災行政無線の電波法による無線局の再免許申請に係る手数料及び5年に1回の法定検査に係る委託料であります。

10款教育費は9億9,743万8,000円で、前年度と比較して1億5,427万7,000円の増となりますが、主な要因につきましては小中学校の改修工事4,952万4,000円の減、公民館の耐震改修等工事5億3,980万7,000円の増、総合体育館の耐震改修等工事3億295万7,000円の減によるものであります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で第五地区教科用図書採択協議会負担金9万円は、平成28年度から中学校で使用する教科用図書の採択について共同で調査研究を行う費用を負担する経費であります。

2目小学校教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で特別支援教育支援員報酬641万5,000円は、発達におくれのある児童生徒に対して学習活動上の支援を行うため支援員を配置し、巡回で支援を実施しておりますが、支援を必要とする児童数が増加していることから支援員1名を増員して4名体制とする経費であります。同じく二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費543万4,000円は、平成27年度からの小学校教科書の改訂に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各児童が均一な学習が受けられるよう教師用教科書と指導書の購入費であります。同じく二重丸、市費教員任用に要する経費556万円は、平成27年4月から北光小学校第2、第3学年において児童数が合わせて16人となり、複式学級となることが見込まれることから、児童の負担等を考慮し、市独自で単式学級を維持していくことを方向づけたものであり、市の負担により教員を任用する経費であります。

2目中学校教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で特別支援教育支援員報酬160万4,000円は、小学校教育振興費と同様に支援を必要とする生徒数が増加して

いることから、支援員1名を配置する経費であります。

2目公民館費の二重丸、公民館の耐震化に要する経費5億4,174万1,000円は、耐震診断の結果、耐震性が不足している公民館について耐震補強、省エネ、バリアフリー化及び老朽化により更新が必要な設備の改修工事などを行う経費であります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費で砂川市体育協会創立50周年記念事業補助金50万円は、市内の体育団体を総括し、市民体育の振興発展などに取り組んでいる体育協会が50周年を迎え、記念誌の発行などが行われることから経費の一部を補助する経費であります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で給食運搬委託料（債務負担初年次分）856万8,000円は、現在の委託契約期間は平成26年度までであることから、車両の走行距離等を勘案し、新たに平成27年8月1日から10年間を契約期間とする契約を債務負担行為により行うこととしたものであり、初年度分の委託料であります。備品購入費1,291万3,000円は、洗浄機で洗浄した食器を高温消毒する食器用消毒保管庫が損耗してきており、故障時には代替の対応ができないことから、3台ある保管庫を計画的に1年に1台ずつ更新する経費であります。

11款公債費は13億6,094万8,000円で、前年度と比較して1億5,950万円の減となります。

次に、33ページ、12款諸支出金は30億7,461万7,000円で、前年度と比較して1億6,726万6,000円の増となります。

1目国保会計繰出金は4,561万1,000円の増となりますが、新たな財政支援による財政安定化支援事業分、繰り出し対象の事業費分の増が主な要因であります。

2目下水道会計繰出金は2,200万3,000円の増となりますが、消費税の増及び下水道使用料の減による下水道事業分の管理運営費の増が主な要因であります。

3目病院会計繰出金は4,165万1,000円の増となりますが、過疎債の償還分などの普通交付税分の増、積算単価の減による特別交付税分の減が主な要因であります。

4目介護保険会計繰出金は2,540万円の増となりますが、介護保険システム更新などによる事務費分の増が主な要因であります。

5目後期高齢者医療会計繰出金は3,072万2,000円の増となりますが、医療費の増による療養給付費分の増が主な要因であります。

13款職員費は14億4,845万円で、前年度と比較して4,796万3,000円の増となりますが、主な要因につきましては新陳代謝及び給与改定などによる給料、職員手当等、共済組合等負担金の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただき、26ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明をさせていただきます。1款市税は20億276万4,000

0円で、前年度と比較して3,341万円の減となりますが、主な要因につきましては法人市民税で法人税割の税率の引き下げなどにより584万7,000円の減、固定資産税で3年ごとに行われる評価替えによる土地、家屋の下落などにより858万8,000円の減、市たばこ税で1,208万3,000円の減であります。

6款地方消費税交付金は3億4,016万3,000円で、前年度と比較して1億1,592万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては税率改正による影響が平年化されたことによる増であります。

次に、27ページ、10款地方交付税は45億7,900万円で、前年度と比較して1億3,000万円の減となりますが、地方財政計画では、地方交付税は前年度比1,307億円の減額となったところであり、普通交付税について積算基礎である個別算定経費、包括算定経費は国で示された推計伸び率を用いた算定ではおおむね前年度と同様となりましたが、地方消費税交付金が増額となっていることから1億3,000万円の減としたところであります。

次に、28ページ、14款国庫支出金は12億3,348万円で、前年度と比較して2,958万9,000円の減となります。

1目民生費国庫負担金で知的障害者福祉費2,516万4,000円の増は、自立支援給付費の増によるものであり、生活保護費2,668万7,000円の減は、医療扶助費等の減が主なものであります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費4,719万8,000円の減は、改良住宅等の長寿命化改善事業、団地公園環境整備事業の減、道路整備事業の減、橋梁長寿命化修繕事業の増が主なものであります。

2目教育費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費3,907万7,000円の増は、公民館耐震改修等事業の増、総合体育館耐震改修等事業の減が主なものであります。

3目民生費国庫補助金で社会福祉総務費3,571万9,000円の減は、臨時福祉給付金給付事業の減が主なものであります。

5目総務費国庫補助金で社会保障・税番号活用推進費1,126万9,000円の増は、社会保障・税番号制度システム整備費によるものであります。

15款道支出金は4億9,785万4,000円で、前年度と比較して2,332万2,000円の増となります。

1目民生費負担金で知的障害者福祉費1,258万2,000円の増は、自立支援給付費によるものであります。

3目農林費道補助金で農業奨励費603万5,000円の減は、青年就農給付金事業費の減が主なものであり、農業基盤奨励費448万4,000円の減は、農業基盤整備促進事業費の減が主なものであります。

1目総務費道委託金で統計調査費708万1,000円の増は、国勢調査の増が主なも



のであり、知事・道議選挙費793万1,000円の増は皆増であります。

18款繰入金は292万4,000円で、前年度と比較して2,729万6,000円の減となりますが、主な要因につきましては財政調整基金繰入金2,743万9,000円の減であります。

次に、29ページ、20款諸収入は8億4,478万6,000円で、前年度と比較して3,097万1,000円の減となりますが、主な要因につきましてはスポーツ振興くじ助成金600万円、流雪溝施設整備負担金1,760万円の減によるものであります。

21款市債は10億90万円で、前年度と比較して1,790万円の減となりますが、主な要因につきましては土木債で公営住宅建設事業債3,940万円の減、公共事業等債400万円の減であり、過疎対策事業債で道路整備事業債1億6,730万円の減、消防施設整備事業債2,440万円の減、し尿処理施設整備事業債1,610万円の減、総合体育館耐震改修事業債1億640万円の減、総合体育館太陽光発電整備事業債1,130万円の減、公民館耐震改修事業債3億8,330万円の増であり、臨時財政対策債3,240万円の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の202ページ以降には給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号、議案第11号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の215ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億8,630万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。250ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比223万6,000円の減は、主に一般管理事務に要する経費の給料の増及び電算システム改修委託料の皆減、電算事務負担金の減によるものであります。なお、国保事業共同電算化に要する経費のうちアンダーラインを付しておりますシステム改修委託料5万4,000円は、現行のシステムに海外療養費の項目を加えるための改修費用であります。

252ページをお開き願います。3項1目特別対策事業費で対前年比56万2,000円の増は、主に収納率向上対策に要する経費の職員手当の増によるものであります。

256ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比800万円の増、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比3,600万円の減、3目一般被保険者療養費で対前年比100万円の減、4目退職被保険者等療養費で対前年比30万円の減、258ページになります。2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比500万円の増、2目退職被保険者等高額療養費で対前年比730万円の減は、それぞれ平成26年度の決算見込み額と同額程度を見込み、さらに退職者医療保険制度の廃止に伴い、平成27年度以降、順次退職被保険者が一般に移行することを考慮したものであります。

4項1目出産育児一時金で対前年比84万円の減、5項1目葬祭費で対前年比15万円の減は、それぞれ平成26年度の決算見込み額と同額を見込むものであります。

260ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比338万5,000円の減は、主に平成25年度分の精算分過誤調整によるものであります。

266ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比1,025万7,000円の減は、第2号被保険者の減及び平成25年度の精算分過誤調整によるものであります。

268ページをお開き願います。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で対前年比735万5,000円の減は、平成25年度以前の医療費割等の精算によるものであります。

3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で2億6,409万2,000円の増は、制度改正により対象医療費が現行の30万円以上80万円未満から1円以上80万円未満となることから、拠出金が大幅に増加するものであります。

270ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比145万8,000円の増は、主に特定健診の再検査にかかわる健診委託料の増及びアンダーラインを付しております講師謝礼20万円は医療分析データの作成にかかわる技術指導の費用、燃料費14万5,000円は未受診者対策で訪問勧奨に要する車両の燃料費、器具借り上げ料3万3,000円は特定健診再検査にかかわる貸し出し用血圧計の借り上げ料、国保総合システム使用料5万2,000円はサーバー変更に伴うライセンス料によるものであります。

2項1目疾病予防費で対前年比125万8,000円の増は、272ページになります。主にアンダーラインを付しております肺炎球菌感染症ワクチン接種負担金の増によるものであります。

280ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金5,900万円につきま

しては、平成26年度の収支不足を補うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては221ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億1,505万5,000円で、対前年比1,147万6,000円の減であり、主に一般被保険者国民健康保険税の所得割の減によるものであります。

2款国庫支出金は6億4,002万8,000円で、対前年比9,467万円の増であり、主に療養給付費等負担金の増によるものであります。

3款療養給付費等交付金は9,560万1,000円で、対前年比7,140万円の減であり、退職被保険者数の減少等に伴う医療費の減によるものであります。

4款前期高齢者交付金は7億1,230万円で、対前年比1億7,270万円の減であり、対象医療費の減及び平成25年度の精算過誤調整によるものであります。

5款道支出金は1億3,702万7,000円で、対前年比1,417万円の増であり、主に対象医療費の増によるものであります。

7款共同事業交付金は5億8,980万円で、対前年比3億880万円の増であり、主に保険財政共同安定化事業の制度改正に伴うもので、交付金の算定ルールによる増であります。

8款繰入金金は2億211万2,000円で、対前年比4,561万1,000円の増であり、主に国の財政支援措置を含めた一般会計繰入金金の増によるものであります。

10款諸収入は9,437万9,000円で、対前年比1,400万円の増であり、主に収支不足額を補填する雑入の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の284ページから291ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の339ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,992万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。366ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比1,898万円の増は、主に一般管理事務に要する経費のうちアンダーラインを付しております電算システム更新委託料1,922万4,000円によるもので、介護保険システムのサポート終了に伴うシステム更新

に要する経費であります。

368ページをお開き願います。3項2目認定調査費で対前年比227万円の増は、主に介護認定調査に要する経費うちアンダーラインを付しております調査員報酬177万6,000円によるもので、介護認定調査の件数増加に伴い嘱託の認定調査員を新たに採用するものであります。

370ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比1,659万7,000円の増は、通所介護における利用者数の増等によるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比2,403万円の減は、介護報酬のマイナス改定及び認知症高齢者グループホームの利用者数の減等によるものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比1,104万4,000円の減は、介護報酬のマイナス改定等によるものであります。

372ページをお開き願います。6目居宅介護サービス計画給付費で対前年比1,131万1,000円の増は、要介護認定者数の増に伴うサービス計画の作成件数の増によるものであります。

2項1目介護予防サービス給付費で対前年比141万2,000円の増は、特定施設入居者生活介護における利用者数の増等によるものであります。

376ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で対前年比1,205万6,000円の減は、介護保険制度の改正に伴いサービス対象者の勘案要件に資産等が追加されることとなったため、サービス利用対象者数が減少すると見込んだことによるものであります。

382ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費で対前年比333万7,000円の減は、主に二次予防事業対象者把握事業委託料の減によるものであります。

2目一次予防事業費で対前年比76万4,000円の増は、主にいきいき運動推進員養成講座の開催に伴う講師謝礼等の増によるものであります。

なお、二次予防事業費に要する経費及び一次予防事業費に要する経費のうち、いきいきシニアプログラム事業運動指導委託料に係る本事業につきましては、平成26年度の年間24回実施を、平成27年度からは年間48回実施とすることとしております。

384ページをお開き願います。3目総合事業費精算金60万円につきましては、平成27年度から実施される介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを本市の住所地特例の適用を受けた被保険者が他市町村で利用した場合、そのサービス費用の保険者負担分を本市が支出することとなるため、新たに計上するものであります。

2項1目包括的支援事業費は対前年比1,387万4,000円の増であり、包括的支援事業費に要する経費のうちアンダーラインを付しております看板作製委託料2万4,0

00円は、地域包括支援センターの愛称である「ささえあいセンター」の看板を設置する経費であります。二重丸、認知症初期集中支援推進事業費に要する経費496万2,000円及び、387ページになります。二重丸、認知症地域支援事業費に要する経費586万4,000円につきましては、平成27年度から、2目任意事業費から1目包括的支援事業費に予算を組みかえるものであります。同じく二重丸、認知症ケア向上推進事業費に要する経費81万6,000円は、主に認知症ケア研修会及び多職種事例検討会の運営をNPO法人に委託するための経費であります。

2目任意事業費で対前年比476万3,000円の減は、主に認知症地域支援事業費に要する経費を1目包括的支援事業費に組みかえたことによるものであります。また、任意事業費に要する経費のうちアンダーラインを付しておりますパンフレット購入費65万6,000円は、介護保険制度を含めた市の高齢者施策を広く市民に周知することを目的として制度改正が行われる3年置きに購入するものであります。同じくアンダーラインを付しております介護手当は、一般会計予算からの組みかえによるものであります。同じく二重丸、高齢者いきいき支え合い活動に要する経費321万4,000円につきましても一般会計予算からの組みかえによるものであります。そのうち新たな事業としまして、高齢者の支え合い活動のPRを目的として高齢者見守りキャラクターである「みまもりんご」の着ぐるみ及びのぼりの作成委託料103万7,000円を計上しております。また、高齢者台帳システム整備委託料169万5,000円につきましては、システムのハードウェア更新等に要する経費であります。

388ページをお開き願います。3項1目医療・介護連携強化事業費の二重丸、情報共有ネットワーク事業に要する経費155万6,000円につきましては、ネットワークシステムの運用に伴うデータセンターの利用経費であり、市、市立病院、参加事業者で費用負担を行うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては345ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億2,165万6,000円で、対前年比2,975万6,000円の増であり、保険料基準額及び保険料率の改定及び第1号被保険者数の増によるものであります。

2款分担金及び負担金は142万1,000円で、対前年比250万5,000円の減であり、在宅高齢者配食サービスの自己負担金収入の減によるものであります。

3款国庫支出金は4億2,205万7,000円で、対前年比311万5,000円の増であり、包括的支援・任意事業交付金の増によるものであります。

4款支払基金交付金は4億6,304万8,000円で、対前年比2,324万8,000円の減であり、第2号被保険者の負担割合が29%から28%に改定されたことによるものであります。

5款道支出金は2億6,507万円で、対前年比187万8,000円の減であり、保

険給付費の減によるものであります。

6 款財産収入 4 4 万 4, 0 0 0 円は、基金運用利息であります。

7 款繰入金は 2 億 6, 6 2 1 万 8, 0 0 0 円で、対前年比 3 3 3 万 8, 0 0 0 円の増であり、主に介護保険システムの更新に伴う事務費繰入金の増によるものであります。

8 款繰越金、9 款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の 3 9 4 ページ及び 3 9 5 ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 1 号 平成 2 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 3 9 7 ページをお開き願います。第 1 条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 8, 6 3 4 万 8, 0 0 0 円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。4 1 4 ページをお開き願います。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で対前年比 4 4 2 万 3, 0 0 0 円の増は、主にアンダーラインを付しております後期高齢者医療システム機器更新委託料 4 2 6 万 6, 0 0 0 円によるものであります。

4 1 6 ページをお開き願います。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比 2, 5 8 3 万円の増は、主に療養給付費分負担金の増によるものであります。

4 1 8 ページをお開き願います。3 款保健事業費、1 項 1 目健康保持増進事業費で対前年比 3 5 万 1, 0 0 0 円の増は、主に健康診査委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては 4 0 1 ページ、総括でご説明させていただきます。1 款後期高齢者医療保険料は 2 億 1, 8 7 9 万 2, 0 0 0 円で、対前年比 7 万 9, 0 0 0 円の減であり、主に保険料軽減額の減によるものであります。

2 款後期高齢者医療広域連合支出金は 1, 0 0 0 円で、対前年比 2 9 万 3, 0 0 0 円の減は、健康診査推進事業に伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の廃止によるものであります。

3 款繰入金は 3 億 6, 4 2 9 万 1, 0 0 0 円で、対前年比 3, 0 7 2 万 2, 0 0 0 円の増であり、一般会計繰入金のうち主に療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5 款諸収入は 3 2 6 万 3, 0 0 0 円で、対前年比 2 5 万 5, 0 0 0 円の増であり、健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 提案説明は休憩後に行います。

1 0 分間休憩します。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 0 6 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 古木信繁君 (登壇) 議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の293ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,263万6,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、296ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額を1億9,640万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、316ページの歳出から前年度予算との比較でご説明申し上げます。1款下水道費、1項1目一般管理費1,384万5,000円の増は、一つ丸、一般管理事務に要する経費で消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う消費税納付額1,380万円の増が主なものであります。

2目維持管理費322万5,000円の減は、一つ丸、下水道管渠の維持管理に要する経費で、職員の人事異動に伴い給料214万5,000円の減及び劣化管渠の内面補修を行う管渠補修業務委託料280万円の増、昨年度実施した公共下水道公共枘取りかえ修繕工事費630万円の減が主なものであります。

318ページをお開き願います。3目水洗化促進費は、前年度と同額であります。

320ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費408万6,000円の増は、二重丸、公共下水道整備事業費で、職員の人事異動に伴い給料217万4,000円の増、職員手当121万5,000円の増、共済費118万7,000円の増及び工事請負費830万円の減、委託料780万円の増が主なものであります。平成27年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり、交付金事業としてマンホールポンプ2カ所の改築工事を予定しております。また、委託料では公共下水道施設長寿命化計画策定業務委託、老朽管渠調査委託、マンホールポンプの改築工事に伴う建設資材単価調査委託、三砂地区の水洗化対策として平成28年度実施予定の汚水管渠新設工事に伴う地質調査、測量、実施設計委託を予定しております。

322ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費109万6,000円の増は、一つ丸、流域下水道整備事業費で北海道が施工する流域下水道整備事業費の増に伴う流域下水道整備工事負担金95万6,000円の増が主なものであります。

324ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費104万6,000円の増は、二重丸、整備事業に要する経費で労務単価の上昇等に伴い合併処理浄化槽設置工事費63万3,000円の増、一つ丸、維持管理に要する経費で

浄化槽設置基数等の増加に伴い浄化槽維持管理委託料38万2,000円の増が主なものであります。

326ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金2,531万3,000円の減は、一つ丸、下水道地方債償還元金と、同じく一つ丸、個別排水処理地方債償還元金で、過去に借り入れした起債の償還終了に伴う減であります。

2目利子1,147万2,000円の減は、一つ丸、下水道地方債償還利子と、同じく一つ丸、個別排水処理地方債償還利子で、過去に借り入れした起債の償還終了に伴う減であります。

328ページをお開き願います。4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金2万1,000円の減は、交付金事業で行う改築工事により発生する撤去鋼材等の売却収益の減に伴う国庫返納額の減であります。

次に、歳入につきましては297ページの総括でご説明申し上げます。1款分担金及び負担金で113万円の減は、受益者負担金の納入完了に伴う減が主なものであります。

2款使用料及び手数料で1,158万6,000円の減は、下水道使用料現年分の減が主なものであり、汚水排水量が減少していることによるものであります。

3款国庫支出金で70万円の増は、交付金事業の増によるものであります。

4款財産収入で8,000円の増は、不用品売払収入の増であります。

5款繰入金は、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計からの繰り入れであり、2,200万3,000円の増は下水道使用料現年分の減と消費税納付額の増により収支不足調整額が増加していることが主な要因であります。

7款諸収入で4万7,000円の増は、水洗便所改造資金貸付金元利収入の増が主なものであります。

8款市債で3,000万円の減は、償還元金の減による資本費平準化債2,560万円の減が主なものであります。

なお、330ページ以降は関連調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第2条は、業務の予定量であり、(1)、病床数は498床、(2)、年間患者数は入院を13万5,933人、外来を26万4,497人とし、(3)、1日平均患者数は入院を371人、外来を1,084人と予定したところであります。(4)、主要な建設改良事業は、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出であり、病院事業収益は114億9,848万2,000円、病院事業費用は133億158万2,000円と定めるものであります。



2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、資本的収入及び支出であり、資本的収入は6億733万3,000円、資本的支出は11億9,855万1,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,121万8,000円は過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を1億8,740万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、(1)、職員給与費6億6,505万5,000円、(2)、交際費250万円と定めるものであります。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を14億9,317万9,000円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分、器械備品として眼科画像ファイリング・カルテ記載システム及び放射線画像情報管理システムを取得するものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は前年度より5億3,902万円減の102億8,174万1,000円を予定したところであり、主な内容といたしましては、1目入院収益は前年度より5億894万9,000円減の72億5,410万7,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より1,965円減の5万3,365円、2目外来収益は前年度より3,383万2,000円減の27億9,733万円で、1人当たりの診療単価では前年度より316円減の1万576円、3目その他医業収益は前年度より376万1,000円増の2億3,030万4,000円を予定したところであり、

2項医業外収益は、前年度より4,073万4,000円減の11億3,409万2,000円を予定したところであり、主な内容といたしましては、1目受取利息配当金は前年度より33万7,000円減の34万円、2目補助金は前年度より641万8,000円減の5,191万5,000円、6ページをお開きいただきたいと存じます。3目負担金交付金は国の交付税算定に基づいた市からの繰入金であり、前年度より2,949万3,000円減の8億9,003万7,000円、4目患者外給食収益は研修医等医師に対して給食を提供する際の個人負担分であり、前年度より101万2,000円減の48万6,000円、5目長期前受け金戻入は前年度より248万3,000円増の7,500万円、6目その他医業外収益は前年度より595万7,000円減の1億1,631万4,000円を予定したところであり、

3項看護専門学校収益は、前年度より1,787万7,000円減の6,756万2,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より241万円増の1,478万6,000円を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は、前年度より1,000円増の30万1,000円を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用は前年度より1億4,841万1,000円減の129億8,239万2,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目給与費は看護師、医療技術員等の職員数増に伴い前年度より1億3,991万7,000円増の65億7,423万1,000円を予定したところであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費は、1節薬品費で後発薬品への切りかえや抗がん剤の減などに伴い前年度より2億9,609万9,000円減の29億7,268万2,000円、3目経費は電気料金の値上げや委託料において医療機器の保守点検業務の増などに伴い前年度より1,652万7,000円増の18億3,135万1,000円を予定したところであります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。4目減価償却費は、前年度より670万7,000円減の15億117万7,000円、6目研究研修費は、前年度より11万7,000円減の1億295万円を予定したところであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は、前年度より498万4,000円減の1億5,448万4,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債利息の減に伴い前年度より409万7,000円減の1億4,092万5,000円、2目患者外給食材料費は研修医等医師に対し提供する給食の材料費であり、前年度より94万4,000円減の47万5,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、学校の授業環境の改善を目的とした修繕を予定し、前年度より2,643万2,000円増の1億3,617万4,000円を予定したところであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は、前年度より215万円増の2,403万2,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては、前年度の会計制度見直しに伴う会計処理を終えたため、前年度より20億8,784万円減の450万円を予定したところであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は医療機器購入に係る借り入れ予定額で、前年度より3,070万円減の1億8,740万円を予定したところであります。

3項出資金は、1目一般会計出資金において国の交付税算定に基づいた市からの出資金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増に伴い、前年度より8,825万7,000円増の4億1,171万4,000円を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目資産購入費において眼科画像ファイリング・カルテ記載システムなどの医療機械器具の整備を図るものであり、前年度より4,547万5,000円減の1億9,838万円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において病院改築における企業債償還のピークを迎えることから、前年度より1億3,151万1,000円増の9億8,885万5,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生へ学資貸し付けを行うもので、前年度より55万2,000円減の1,131万6,000円を予定したところであります。

30ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。

以上、ご高覧いただき、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

#### ◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

3月12日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月12日は休会することに決定しました。

#### ◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時24分